

事務連絡  
令和4年9月9日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更  
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年9月8日の第98回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として、「Withコロナに向けた政策の考え方」が取りまとめられ（別添1別紙1参照）、併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添1別紙2及び別紙3参照）。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～3について周知の依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡  
「新形コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
「Withコロナに向けた政策の考え方」

（別添1別紙2）新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年9月8日変更）

（別添1別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年9月8日）（新旧対照表）

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添3）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）」